

東北総合通信局規正無線局とJARLガイダンス局の連帯運用報告

JARL青森県支部監査指導委員会では、主としてガイダンス局を運用して電波法令に違反したアマチュア無線局にメッセージ送信等で周知活動しております。この度、東北総合通信局規正局とJARLガイダンス局の合同運用を行い、違法局や不法局に対して直接指導を行ったので以下に報告します。



- ・日時:2019年10月3日(木)10:00~12:00
- ・場所:青森県青森長島1-3-1
日本赤十字社青森県支部「無線室」
- ・参加者:東北総合通信局監視課堂下課長以下3名
JARL側は東北地方本部から尾形本部長、佐藤本部監事、青森県支部から安斎支部長、支部役員
槻木澤監査指導委員長、監査指導員など9名
- ・実施状況:東北総合通信局規正無線局の発報12回、うち 使用区別違反9回 コールサイン 3回
アマチュアガイダンス局の発報30回、うち 使用区別違反26回 コールサイン 4回

【青森県の不法局運用状況】

ダンプ等と思われる車両に取り付をした無線機を使用し、仲間同士の連絡や一部地域では会社ぐるみで業務に使用している不法局が多く存在しています。アマチュアバンド内での交信ルールを守らない局が非常に多くみられる昨今です。

これらのアマチュア無線局に対して、東北総合通信局の規正局とJARLガイダンス局の「共同運用」は宮城県、福島県に続き東北では3県目で、青森県では初めての運用になりました。

スムーズな運用が出来るように 前日に機材の搬入及び準備と事前打合せをしました。



【場所の決定】

実施する場所については、

- 1 県内初の実施の為県庁所在地青森市決定
- 2 雨及び天候に左右されない屋内場所
- 3 既設でアンテナ設備があり30M以上地上高が取れ場所

を考慮し、「日本赤十字社青森県支部「無線室」」に決定しました。

【無線設備】

- ・規正局名:電監規正仙台可搬40 電監規正仙台可搬30 の2台(430Mhz 145Mhz)25W
- ・ガイダンス局名:あまちゅあがいだんす17(50w)
- ・アンテナ:既設GPアンテナ(地上高30m)同一アンテナを切り替えて使用



【運用状況】

この運用時間帯は、430Mhz帯が多く使用されているので、ガイダンス局で、430Mhz帯をモニターし、1Mhz毎20Khzステップでの運用状況リストを作成しました。別アンテナ別無線機145Mhzモニターした。無線使用区分にも関係なくFMモードで運用している局がほとんどです。リストに基づき指導を開始しました。



430Mhz帯のレピータ周波数と衛星バンド内でのFMモードで運用する局に対して指導を行いました。

違法のアマチュア無線局に対して、初めにガイダンス局がメッセージを送信し、指導の効果が見られない場合に同一局に対して、規正局が適正運用についてのメッセージを送信しました。ほとんどの局はガイダンス局のメッセージで交信中止しますが、まれにメッセージを無視して交信を続ける局があります。その場合、規正局からのメッセージ指導があると交信を中止するので、総通局の立場である規正局のメッセージは効果があります。

145Mhzでの使用区分違反及び430Mhzで、コールサイン不送出局にメッセージを送信いたしました。

【指導後の感想】

ガイダンス局単独運用だけでは無視されるケース多々ありましたが、電監規正仙台可搬30、40のメッセージの送信で不法局交信が止まり効果絶大でした。1時間半位連帯運用をしたところ430Mhz帯145Mhz帯とも使用区分違反局がいなくなって非常に静かになりました。今後津軽地区、南部地区のロケーション良い場所で来年以降も実施したいと思います。

【報道取材】

地元新聞(東奥日報)の取材があり、東北総合通信局堂下課長が説明され。翌日4日(金)朝刊に掲載されました。



JARL青森県支部監査指導委員長
槻木澤穂JR7JAW